

議会運営委員会

日 時 令和5年3月8日(水)

午前9時00分から

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 会議規則第35条の2に基づく資料要求の取り扱いについて 資料1

(2) 本会議最終日に追加を予定している(追加の可能性のある)議案等 資料2
等について

【当局側の事項】

報告2件、補正予算2件、人事2件 計6件

【議会側の事項】

条例1件 計1件

(3) 3月13日以降の各会議における新型コロナウイルス感染症対策につ 資料3
いて

4 その他

5 閉 会

資料要求一覧表(令和5年2月定例会)

1 議案第10号 令和5年度島田市一般会計予算について

○16番 桜井洋子 議員

款 項 目	事業名等	資料要求の内容	ページ
—	給与費明細書	会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員の所属別 人数一覧	給与費明細書 P155・156

○8番 山本孝夫 議員

款 項 目	事業名等	資料要求の内容	ページ
(歳出) 2款1項10目 財産管理費	金谷地区生活交流拠点施設等管 理運営事業	(1) 金谷地区生活交流拠点施設等管理運営事業の委託料 1億3,657万8,000円の詳細が分かる資料 (2) この事業のうち、金谷体育センターの業務仕様書の内 容が分かる資料	事項別明細書 P87・88

○5番 石川晋太郎 議員

款 項 目	事業名等	資料要求の内容	ページ
(歳入) 22款1項1目 総務債	過疎対策事業債(基金)	令和3年度からの過疎対策事業債の起債限度額について分 かる資料	事項別明細書 P81・82
(歳入) 22款1項4目 農林業債	過疎対策事業債(林道)	令和3年度からの過疎対策事業債の起債限度額について分 かる資料	事項別明細書 P81・82
(歳入) 22款1項5目 土木債	過疎対策事業債(市道)	令和3年度からの過疎対策事業債の起債限度額について分 かる資料	事項別明細書 P81・82
(歳入) 22款1項7目 教育債	過疎対策事業債(山村都市交流 センター)	令和3年度からの過疎対策事業債の起債限度額について分 かる資料	事項別明細書 P81・82
(歳出) 9款1項4目 防災費	水防対策事業	危機管理型水位計の製品について分かる資料	事項別明細書 P137・138

2 議案第22号 島田市薬学生修学資金貸与条例について

○9番 藤本善男 議員

資料要求の内容

過去10年分の薬剤師の採用状況が分かる資料

3 議案第23号 島田市支所設置条例の一部を改正する条例について

○18番 清水唯史 議員

資料要求の内容

過去3年間における金谷南支所及び金谷北支所の戸籍住民基本台帳事務の取扱い状況の分かる資料

4 議案第38号 島田市医学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

○9番 藤本善男 議員

資料要求の内容

平成22年度から令和4年度までの医学生修学資金の貸与状況が分かる資料

提出議案等

1 本会議最終日に追加を予定している（追加の可能性のある）議案等

【当局側の事項】

報告 第 号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）
報告 第 号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）
議案 第 号	令和5年度島田市一般会計補正予算（第1号）
議案 第 号	令和5年度島田市休日急患診療事業特別会計補正予算（第1号）
議案 第 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案 第 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について

【議会側の事項】

発議案 第 号	島田市議会の個人情報保護に関する条例について
---------	------------------------

資料 3

事務連絡
令和5年3月8日

議員各位

島田市議会議長 大石 節雄

3月13日以降の各会議等における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクの取扱いについては、令和5年3月13日以降、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることとして国から示されています。

この見直しに伴い、令和5年2月定例会における3月13日以降の島田市議会の対応を、国の対処方針又は市のマスク着用等に関する考え方にに基づき、下記のとおりとすることを議会運営委員会で決定しましたので、議員各位にお知らせするとともに、適切なる対応をお願いします。

記

項目	対応内容	備考
会議中のマスクの着用	議員個人の判断に委ねる。	質問、答弁の際も同様とする。
議場の議席の間隔	2月定例会会期中は現状のままとする。	6月議会からの対応は別途協議する。
議場、委員会室の亚克力板及び換気	2月定例会会期中は現状のままとする。	市の方針では、飛沫対策として感染リスクに応じ推奨としていることを踏まえ、委員会等では各議員、説明員が発言する機会が多いことから現状のままとした。
議場の傍聴席の間隔	従来どおりに戻す。	市ホームページで案内する。
傍聴人へのお願いの貼紙	貼紙を変更する。	(例) マスク着用は傍聴者の判断とし、感染拡大の状況に応じて国の方針に基づき、改めてマスク着用をお願いすることがあります。
議場、委員会における傍聴人の受付表	コロナ禍前の受付表に戻す。	令和4年11月25日国の基本的対処方針が一部変更されたことに伴い(※)、傍聴者の連絡先の把握は必ずしも必要ないとされたことを踏まえ、傍聴人受付表に個人情報に記載する根拠を島田市議会傍聴規則第3条に基づくものとする。
委員会、分科会における説明員出席に関する取り扱い	現状のままとする。	新庁舎における委員会、分科会における説明員の出席に関する取り扱いを検討する。
委員会、分科会における議員の傍聴の方法	現状のままとする。 (マイクロフチームによる傍聴とする。)	令和5年中に閉会中の常任委員会の同時開催のあり方を検討する。
議員登庁時の事務局前における検温、手指消毒	撤廃する。	本庁入り口での検温、手指消毒とする。
議員の昼食会場	2月定例会まで分散して対応する。	新庁舎における昼食会場については別途協議する。
事務局職員機のパーティション	撤廃する。	執務内のビニールによる仕切りは換気の励行を条件に原則撤廃するという市の方針に従う。

※保健所が傍聴者を対象に感染予防法に基づく疫学調査を行うことが削除された。

担当：議会事務局 秋山
電話番号：36-7204

3月13日からのマスク着用見直しについてのお願い

政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に伴い、3月13日からのマスク着用は「原則個人判断」での対応となります（※）。

政府の方針及び関係通知を踏まえ、市民の皆様の市主催行事・会合への参加や市公共施設の利用に際して、またその他必要な事項について、市民の皆様への「お願い」として、以下のとおりお知らせします。

市民の皆様は、ご自分の健康状態や高齢者等の重症化リスクの度合いに応じ、新型コロナウイルスに限らず季節性インフルエンザ等も含めて、自分が感染しない、周囲の人々に感染させないことに配慮して、マスク着用の必要性を判断して対応していただきますようお願いいたします。

個別の具体的な対応につきましては、各施設等のホームページや行事に関する案内（市ホームページ等）をご覧ください。

（※）新型コロナウイルス（オミクロン株）の病原性が低く、「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある」状態ではないとの判断から、5月8日に感染症法上の位置付けを季節性インフルエンザと同じ「5類」に変更することが決められています。本来、これに伴いマスク着用の推奨も無くなりますが、円滑な移行のために、マスク着用については国民への周知期間、事業者の準備期間として3月13日から前倒して見直しを行うものです。

【共通的なお願い】

- 1 新型コロナウイルス感染対策に限らず、咳エチケットとしてのマスク着用マナーを守りましょう。
- 2 医療施設や高齢者施設等を除き、原則として「マスク着用」や「マスク外し」を求めることはありませんので、市民の皆様お一人おひとりの判断をお互いに尊重しましょう。
- 3 市内での季節性インフルエンザ等の流行（「流行警報」の発表や学級閉鎖が相次ぐ等）、国・県によるマスク着用の推奨及びその他諸事情により、感染対策として行事主催者や施設管理者から参加者や利用者にマスク着用を求める場合があります。また、咳エチケットの観点から個別にマスク着用を求める場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。
- 4 従来の3密回避、手指消毒、換気、検温等の基本的な感染防止策は継続して実践しましょう。

【行動区分ごとのお願い】

1 市主催行事・会合への参加

- （1）原則として、主催者側からマスク着用を求めることはありません。

ご自分やご家族の健康状態、重症化リスク、混雑状態等を考慮して、マスク着用を判断してください。

(2) 感染対策として、必要に応じマスク着用を求めることがあります。

2 市立総合医療センター等の医療施設

通院者・受診者や付添い、来訪者等、施設内で行動する方々はマスクの着用をお願いします。

詳しくは、総合医療センターホームページをご覧ください。

3 高齢者施設等の利用・訪問

利用者や付添い、来訪者等、施設内で行動する方々はマスクの着用をお願いします。

4 学校への通学、訪問、学校行事への参加

(1) 4月1日からは、原則として児童生徒、来訪者、学校行事等への参加者等に学校側からマスク着用を求めことはありません。

学校へ来訪、学校行事へ参加される方等は、ご自分やご家族の健康状態、重症化リスク、混雑状態等を考慮して、マスク着用を判断してください。

なお、マスク着用を希望する児童生徒への配慮も必要です。

(2) 感染対策として、必要に応じマスク着用を求めることがあります。

(3) 3月中に行われる卒業式での対応

ア 児童生徒及び教職員は式全体を通じてマスクを外すことを基本とします。

(国家斉唱等の場合を除く)

イ 来賓や保護者の方々につきましては、マスク着用をお願いします。

ウ 詳しくは、それぞれの学校にお問い合わせください。

5 放課後児童クラブの利用、訪問

(1) 4月1日からは、原則として利用者、来訪者等に運営者側からマスク着用を求めことはありません。放課後児童クラブへ来訪される方は、ご自分やご家族の健康状態、重症化リスク、混雑状態等を考慮して、マスク着用を判断してください。

(2) 感染対策として、必要に応じマスク着用を求めることがあります。

6 保育施設及び子育て関連施設の利用・訪問、保育施設等行事への参加

(1) 原則として利用者、来訪者、行事参加者等に運営者側からマスク着用を求めことはありません(特に2歳未満の幼児に対してはマスクの着用は奨められていません)。

保育施設及び子育て関連施設へ来訪される方、施設行事参加者等は、ご自分やご家族の健康状態、重症化リスク、混雑状態等を考慮して、マスク着用を判断し

てください。

(2) 感染対策として、必要に応じマスク着用を求めることがあります。

7 地域行事、自治会活動、防災活動及び見守り活動等の市民活動並びに同好会活動等の実施・参加

(1) 原則として、主催者側から参加者にマスク着用を求めることなく、参加者の自己判断又は各団体内での話し合いによってマスク着用の要否を決めることが基本です。

(2) 自己判断の場合、参加者は、ご自分やご家族の健康状態、重症化リスク、混雑状態等を考慮して、マスク着用を判断してください。

(3) 室内での高齢者のみの行事・会合の場合等は、重症化リスク等を考慮し主催者側の判断で必要に応じマスク着用を求めるとは認められます。

8 公共交通機関の利用

(1) 一般の公共交通機関の利用

ア 混雑した電車・バスに乗車するときはマスクの着用が望まれます。事業者がマスク着用を求める場合は、ご理解とご協力をお願いします。

イ 概ね全員が乗車できる新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等への乗車ではマスクの着用は求められません。乗車する場合は、ご自分やご家族の健康状態、重症化リスク等を考慮して、マスク着用を判断してください。

(2) 市の通学・通園バス、市保有バスの利用

ア ほとんどの利用者が座席に着席している場合は、マスク着用は求められません。

乗車する場合は、ご自分やご家族の健康状態、重症化リスク等を考慮して、マスク着用を判断してください。

イ 車内が混雑している場合等、感染対策として乗務員がマスク着用を求める場合は、ご理解とご協力をお願いします。

9 感染リスクが高い場合の対応

(1) 症状がある方、新型コロナウイルスの検査結果が陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、外出を控えるものとし、やむを得ず外出する場合は、人混みを避けマスクを着用することが望まれます。

(2) 高齢者や基礎疾患がある人等、重症化リスクの高い人が混雑した場所へ行く場合もマスク着用が望まれます。

10 その他

(1) 市公共施設の市民対応窓口での感染対策としてのアクリル板やビニール仕切りについて

3月13日からのマスク着用推奨の見直しに伴い、窓口での円滑なコミュニケ

ーション環境の確保、室内の空気の流れを確保し換気効果を高める観点で、各窓口での対応頻度等を考慮しつつ、逐次アクリル板等を撤去してまいります。

利用者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

- (2) 現在各公共施設の玄関や対応窓口等に掲示しているマスク着用に関するお知らせにつきましても、3月13日からマスク着用を見直す旨（原則個人判断）掲示内容を変更します。

新型コロナ対応マスク着用等に関する全般状況（2月26日現在）

主要結節		3月12日まで 現行コロナ対応	3月13日以降 マスク着用変更	4月1日以降 学校・放課後児童クラブのマスク着用変更	5月8日以降 コロナ「5類」移行「コウモリ感染症2019」？
全般状況	感染状況の推移予測	新規感染者数、重症者は安定した減少傾向を継続 2月下旬以降、県・全国ともに、一定の収束レベルで推移（1週間10万人当新規感染者数：県では2月25日以降、全国では2月22日以降「100」未満で推移）。 ★高病原性鳥インフルのかつてない国内流行と東アジアでの鳥インフル（H5N1）による死亡事例の発生に伴い、新型インフルへの変異・流行の可能性について動向注視が必要		感染拡大の波は、レベルの大きさを問わず今後も定期的に発生することが予測される。第9波の拡大傾向は、早ければ「5類」移行後の5月中旬～下旬頃に発生する可能性もある。 病原性は第8波のオミクロン株と同等かそれ以下の可能性が高い。 なお、3月13日以降のマスク制限緩和に伴い、4月以降一時的な感染増加の事象はあり得る。	
	主要行事等	◆入学試験 ◆卒業・卒園式 ◆議会2月定例会 ◆悪口コンテスト表彰式		◆人事異動 ◆入学式・就職 ◆統一地方選（前半・後半） ◆市内一斉川ざらい ◆金谷茶まつり ◆4月～5月ゴールデンウィーク	
感染対策	マスク着用	◆屋内原則着用 身体的距離が確保され会話殆どなしの場合は不要（そうでない場合は必要） ◆屋外原則不要 ◆乳幼児：2歳未満は推奨しない。2歳以上就学前児童も一律推奨しない。		◆個人判断によることを基本 ◆各ケースでの対応 ① 医療機関 重症化リスクの高い者が多く入院していることから 勤務中の従事者は着用（例外は管理者判断）、受診者及び訪問者は着用 ② 高齢者施設等 重症化リスクの高い者が多く利用していることから 勤務中の従事者は着用（例外は管理者判断）、訪問者は着用 ③ 学校 4月1日からマスク着用の緩和を適用 3月中の卒業式のみマスク着用を求めないことを基本 児童生徒・教職員はマスクを外すことを基本 来賓や保護者等はマスクを着用 ④ 放課後児童クラブ 学校の対応に準ずる（4月1日から適用）。 ⑤ 保育施設 2歳児未満はマスク着用を奨めない。2歳児以上もマスク着用を求めない。基礎疾患のある子供への配慮と換気の確保等の対策は求める。 ⑥ 事業所 個人判断を原則としつつも、事業者が感染対策上、事業上の理由等で利用者や従業員にマスク着用を求めることは可能 ⑦ 感染リスクが高い場合はマスク着用 a 症状がある者、検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は外出を控えるものとし、やむを得ず外出する場合はマスクを着用 b 混雑した電車・バスに乗車するときはマスクを着用 ⑧ 概ね全員が乗車できる新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等の乗車はマスク不要 ★上記を踏まえ、市の公共施設での職員・利用者の対応、市主催行事・会議での主催者・参加者の対応の考え方の整理が必要	
	アクリル板等の設置	◆飛沫対策として感染リスクに応じ推奨（設置の場合は換気の影響を阻害しないような配置）		事業者の判断による（飲食店等の認証制度も廃止）	
	基本的な感染防止策 3密回避、ソーシャルディスタンス、手指等消毒、換気、検温	◆基本的な感染防止策として推奨			
その他 関連事項	ワクチン接種	感染症法に基づき希望者に対し無償接種 2月26日現在の市のワクチン接種率は県平均よりも高い 全人口：3回目 約72%、4回目 約50% 65歳以上：4回目 約86%、5回目 約68%		当面、自己負担なしでの接種継続の方向 ◎一般国民：秋・冬等、年1回程度 ◎重症化リスクの高い人及び関係者：6月及び秋・冬接種	
	医療提供体制	指定医療機関・発熱等診療医療機関での治療、入院勧告措置あり。入院調整は保健所で実施		幅広い医療機関での対応体制に段階的移行 入院勧告なし。入院調整は医療機関相互で実施	
	検査体制	行政検査は公費負担、重症化による影響が大きい特定施設等への抗原定性検査キットの配布		自己負担、特定施設への検査キット配布は自治体計画	
	感染者の把握 ゲノム解析	原則、全数把握実施（実施要領は簡素化） 継続実施		定点医療機関での感染動向把握	

事務連絡
令和5年2月10日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

マスク着用の考え方を見直し等について
(令和5年3月13日以降の取扱い)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナ対策におけるマスクの取扱いについては、「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」（令和4年5月20日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・子ども家庭局事務連絡）に基づく対応をお願いしてきましたが、令和5年1月27日の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）では、新型コロナの感染症法上の位置づけの変更に伴い、

- ・ 「マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、（中略）着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。あわせて各個人の判断に資するよう、政府はマスクの着用が効果的な場面の周知を行う」とされ、
- ・ また、「マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す」とされてきました。

新型コロナの直近の感染状況については、新規感染者数、重症者数や病床使用率は低下傾向が続き、死亡者数や救急搬送困難事案数も依然として高い水準にあるものの減少傾向が続いています。

現在の感染状況、厚生科学審議会感染症部会の意見や厚生労働省アドバイザリーボードにおける議論も踏まえ、マスク着用の考え方について、現在、屋内では原則着用、屋外では原則不要としている現在の取扱いを改め、

- ・ 行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすること
- ・ 政府は各個人のマスク着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にマスクの着用を推奨すること

とします。つきましては、本日新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「マスク着用の考え方の見直し等について」に基づき、下記のとおり対応をお願いいたします。

この取扱いは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体・事業者の準備期間等も考慮し、令和5年3月13日から適用いたします。令和5年3月12日までは、屋内では原則着用、屋外では原則不要との考え方は変わりませんので、これに沿った対応をお願いいたします。

あわせて、リーフレットを別紙のとおり作成していますので、周知にご活用ください。

つきましては、本内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。なお、今般の見直しを受けた保育所等における子どものマスク着用の取扱や、医療機関や高齢者施設等における対応については、それぞれ当省所管部局より各自治体の所管部局宛に別途連絡することを申し添えます。

記

1. 見直しの概要

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨すること。
- ・ このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、3月13日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方（※1）に沿った対応をお願いすること。

（参考）学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

- ・ 屋内において、他者と身体的距離（2m以上を目安）がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・ 屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。
- ・ また、乳幼児（小学校に上がる前の年齢）のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

2. 着用が効果的な場面の周知等

- ・ 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨すること。
 - (1) 医療機関受診時
 - (2) 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - (3) 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時（当面の取扱）
 - ※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。
- ・ そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していくこと。

3. 症状がある場合等の対応

- ・ 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控えること。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用すること。

4. 医療機関や高齢者施設等における対応

- ・ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨すること。

5. 留意事項

- ・ マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知すること。
- ・ なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ること。
※ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

(参考) 事業者における対応

- ・ マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ・ 各業界団体においては、必要に応じ「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知することとなる。

6. 基本的感染対策

- ・ マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いすること。

(参考) マスク着用を含む感染対策に関する専門家の意見・科学的知見

- ・ 「これからの身近な感染対策を考えるにあたって（第一報）」（第115回（令和5年1月25日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード提出資料）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001044065.pdf>
- ・ 「マスク着用の有効性に関する科学的知見」（第116回（令和5年2月8日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード提出資料）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001055263.pdf>